

## インドネシア金融政策について

### <金利据え置きも引き締め姿勢>

5月10日、インドネシア銀行(BI、中央銀行)は政策金利を5.75%に据え置くことを決定しました。今年2月に景気下振れ懸念から予防的な利下げを行った後、3ヶ月連続で過去最低の5.75%に据え置いています。

発表された声明文では、1-3月のGDP成長率は前年比+6.3%とやや減速し、インフレ(物価上昇)率は主に食品価格の上昇から加速したものの、経済は力強い個人消費等に支えられ引き続き堅調で、食品以外のコアインフレ率も抑制されていると述べています。

その一方で、短期的なインフレとルピア安抑制のため、金融調節手段である中銀短期証券や定期預金などの短期金利を引き上げる方針を示しました。

### <ルピアは軟調>

インドネシアルピアは、2月の利下げから下落に転じていました。5月に入ってから、欧州の政治リスク拡大によって市場でリスク回避的な動きが強まったことなどから売り圧力が強まっています。

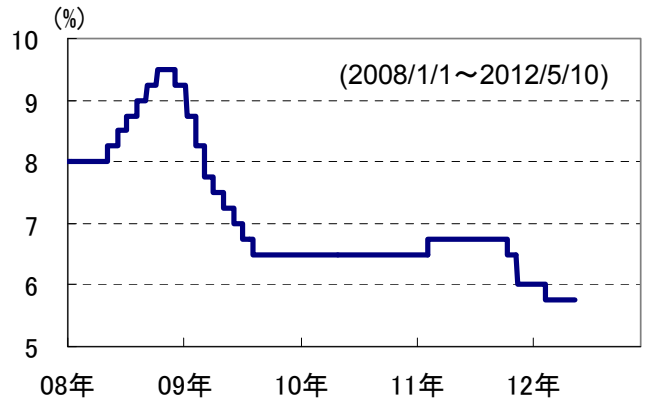
10日の海外終値は、1米ドル=9258ルピア(4月末比▲0.9%)、対円では、100ルピア=0.863円(同▲0.8%)程度のルピア安となっています。

### <金融政策および為替の見通し>

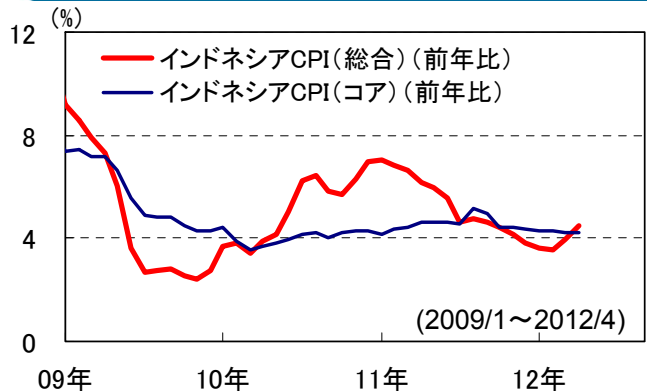
足元のインフレ率は目標範囲(3.5~5.5%)に落ち着いていますが、今後、燃料価格の引き上げが予想されており、BIはインフレ動向を注視しながら政策運営を行っていきと見られます。

また、ルピア安が進み輸入物価を通じて更なるインフレ圧力となることも懸念されます。BIはルピアを安定させるための措置をとると表明しており、介入等によりルピアを下支えすることが期待されます。

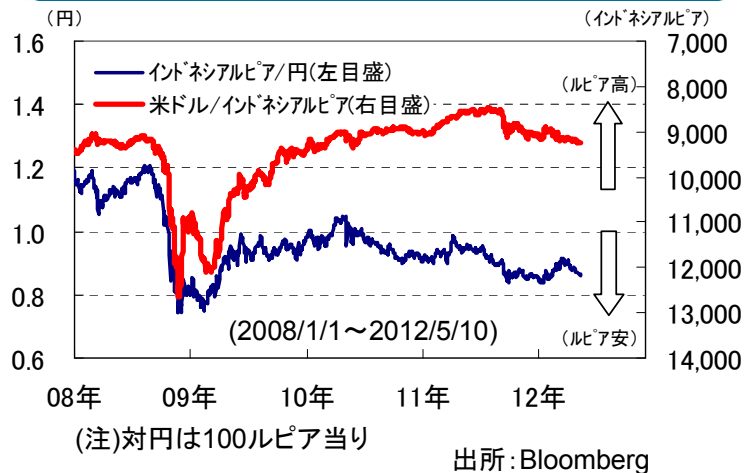
### <インドネシアの政策金利の推移>



### <インフレ指標の推移>



### <インドネシアルピア為替の推移>



■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号  
加入協会 社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会